

身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人 1 to 1

1. 本指針の作成の目的

(1) 法令順守 ～身体拘束の原則禁止

「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。」(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)より)、即ち身体的虐待は、利用者の行動や生活の「自由」を制限し、その人の尊厳ある生を阻む行為であり、法律によって、その他の虐待行為(心理的虐待、性的虐待、放棄・放置(ネグレクト)、経済的虐待)と同様、禁じられています。

(2) 法人理念の実践のために ～その人の心に寄り添う支援を行う

特定非営利活動法人 1 to 1 は、「**私たちは、常に『個』の想いに寄り添い、人と人との《1 to 1》のかかわりを大切に育みます**」という理念に基づき、その人固有の生を生きる個々の利用者の尊厳と主体性を可能な限り尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体拘束が利用者及び自らの心身に与える弊害を理解することで、身体拘束の廃止の意識を高め、身体拘束を行わないケア(支援・介護)を実践することを目的とし、本指針を作成します。

2. 各基準省令に規定する身体拘束禁止規定の遵守

特定非営利活動法人 1 to 1 は、以下の関係省令等に基づき、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止します。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為（例）

【参考】厚生労働省作成の職場内研修用冊子「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」 → 【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

- ① 利用者を車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないなどのために、手指の機能を制限するためにミトン型（二股）の手袋等をつける。
- ③ 脱衣やおむつはずし等の行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 利用者の行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 利用者を自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3. 身体拘束等の適正化に向けた体制

身体拘束（疑いを含む。以下「身体拘束等」という。）の適正化に取り組むため、特定非営利活動法人 1 to 1 では、「身体拘束等適正化対策検討委員会」を設置します。同委員会の設置は、各事業所職員及び法人役員の出席をもって構成します。意思決定は同委員会が行い、決定事項は会議録に記録します。

1) 委員会の構成メンバー

法人の各事業所の施設長、管理者、虐待防止マネージャー、サービス管理責任者、及び生活支援員・職業指導員・看護職員等その他の支援従事者等

2) 委員会の開催

原則として「サービス・マナー向上委員会（虐待防止委員会）」と同時開催とします。委員会開催後は、会議記録を供覧し各事業所の職員に周知するとともに、各事業所の職員会議等を通じて、身体拘束等の弊害について全職員が認識し問題意識を共有するよう、啓発のための活動を行います。

3) 委員会の実施内容

「身体拘束等適正化対策検討委員会」は、やむを得ず身体拘束等を行う時や解除に向けたモニタリングの際に開催する個別支援会議等と連携し、次の内容を実施します。

- ① 事業所で身体拘束と考える具体例を検討する。
- ② 身体拘束等について報告するための様式を整備する。
- ③ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況及び背景等を記録し、報告する。
- ④ 委員会は、報告資料を基に身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因や結果を取りまとめ、必要に応じて適正性の検証と適正化策を検討する。
- ⑤ 委員会は、報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
- ⑥ 委員会は、適正化策を講じた後に、その効果について検証する。

4 身体拘束等適正化のための研修に関する基本方針

「身体拘束等適正化対策検討委員会」は、身体的拘束等の適正化に向けて、基礎的内容の知識の普及・啓発を図ることを目的に実施します。

研修を実施した際は、開催の都度、実施内容について記録を作成します。

5 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、法人の職員は、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者が主体的に行動し、尊厳ある日常生活・社会生活を送れるよう支援する。
- ② 何気ない言葉や応対等によって利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の想いを汲み取り、各事業所のサービス管理責任者の作成する「個別支援計画」に基づき利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で利用者一人一人に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ （利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を覗き）利用者の安全の確保を理由として、行動の自由を安易に妨げない。
- ⑤ 安直に「やむを得ない」と考えて利用者の身体拘束等につながる恐れのある行為を行っていないか、常に振り返る。（利用者の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法がないか、常に考える。）

6 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

法人内各事業所における身体拘束等の事例は、その全件を「身体拘束等適正化対策検討委員会」に報告する。

7 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応方針

利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援・介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体的拘束等を行うことがある。

また、利用者に対して身体拘束を行う場合は、個別支援計画等への記載及び本人・家族への十分な説明を行い同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し早期の身体拘束解除を目指す。

①切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法等がないこと。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

8 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は法人ホームページ等を通じて公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

特定非営利活動法人 1 to 1

理事長 武井 剛

制定日 令和 04 年 01 月 01 日

【記録 1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

施設名 代表者 印
記録者 印

